

就 業 規 則



N P O 法 人 ア ヴ ェ ニ ール

ア ヴ ェ ニ ール サ ポ ー ト

就 業 規 則

第1章 総 則

（ 目 的 ）

第 1 条 この就業規則（以下「規則」という。）は、
N P O 法 人 ア ヴ ェ ニ ール が 運 営 す る ア ヴ ェ ニ ール サ
ポ ー ト （ 以 下 「 会 社 」 と い う 。 ） の 従 業 員 の 労 働 条 件 、
服 務 規 律 そ の 他 の 就 業 に 関 す る 事 項 を 定 め る も の で
あ り 、 事 業 目 的 の 達 成 と 職 場 秩 序 の 維 持 確 立 を 図 る
こ と を 目 的 と す る 。

2 この規則に定めのない事項については、労働基
準法その他の法令の定めるところによる。

（ 適 用 範 囲 ・ 従 業 員 の 定 義 ）

第 2 条 この規則は、第 2 章で定める手続きにより
採 用 さ れ た す べ て の 従 業 員 に 適 用 す る 。

2 この規則において、従業員とは、次の各号に定める者をいう。

① 職員：第2号から第4号に定める以外の者

② 有期契約職員：第3号および第4号以外の者であって、3年以内の期間を定めて採用された者

③ パートタイム職員：1日の所定労働時間が7時間以下または1週間の所定労働時間35時間以下の者であって、労働日及び労働日における労働時間を定めて採用された者

④ 登録型ホームヘルパー：月、週または日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により非定型的に特定される者

（規則の遵守）

第3条 会社及び従業員は、ともにこの規則を守り、相協力して事業の発展に努めなければならない。

第 2 章 採用及び異動等

（ 採 用 手 続 き ）

第 4 条 会 社 は 、 第 2 条 第 2 項 の 区 分 に 応 じ 就 職 希 望 者 の う ち か ら 選 考 し て 、 従 業 員 を 採 用 す る 。

（ 労 働 契 約 期 間 及 び 労 働 契 約 の 更 新 ）

第 5 条 労 働 契 約 期 間 を 定 め る 場 合 に は 、 3 年 以 内 の 範 囲 で 採 用 の 際 に 個 別 に そ の 期 間 を 定 め る 。

2 労 働 契 約 期 間 の 満 了 後 、 引 き 続 き 就 業 さ せ る 必 要 を 認 め た と き は 、 労 働 契 約 を 更 新 す る 。

3 契 約 の 更 新 に 当 た っ て は 、 契 約 期 間 満 了 時 の 業 務 量 、 従 業 員 の 勤 務 成 績 、 態 度 、 従 業 員 の 能 力 及 び 会 社 の 経 営 状 況 に よ り 判 断 す る 。

（ 採 用 時 の 提 出 書 類 ）

第 6 条 従 業 員 に 採 用 さ れ た 者 は 、 次 の 書 類 を 採 用 日 か ら 2 週 間 以 内 に 提 出 し な け れ ば な ら な い 。

① 履 歴 書

② 住 民 票 記 載 事 項 の 証 明 書

③ 職 歴 の あ る 者 に あ っ て は 、 年 金 手 帳 及 び 雇 用
保 険 被 保 険 者 証

④ そ の 他 会 社 が 指 定 す る も の

2 前 項 の 提 出 書 類 の 記 載 事 項 に 変 更 を 生 じ た と
き は 、 速 や か に 書 面 で こ れ を 届 出 な け れ ば な ら な い 。

（ 試 用 期 間 ）

第 7 条 新 た に 採 用 し た 者 に つ い て は 、 採 用 の 日 か
ら 3 か 月 間 を 試 用 期 間 と す る 。 た だ し 、 会 社 が 適 当
と 認 め る と き は 、 こ の 期 間 を 短 縮 し 、 又 は 設 け な い
こ と が あ る 。

2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 登 録 型 ホ ー ム ヘ ル
パ ー の 試 用 期 間 は 、 初 出 勤 の 日 か ら 1 か 月 と す る 。

3 試 用 期 間 中 に 従 業 員 と し て 不 適 格 と 認 め ら れ
た 者 は 、 解 雇 す る こ と が あ る 。 た だ し 、 入 社 後 14

日を経過した者については、第48条第2項に定める手続によって行う。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

（労働条件の明示）

第8条 会社は、従業員の採用に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日その他の労働条件を明らかにするための書面の交付及びこの規則を周知して、労働条件を明示するものとする。

（人事異動）

第9条 会社は、業務上必要がある場合は、従業員の就業する場所又は従事する業務の変更を命じることがある。

2 会社は、業務上必要がある場合は、従業員を在籍のまま関係会社へ出向させることがある。

3 業務の変更又は出向の命令を受けた従業員は、
正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（休 職）

第 10 条 従業員が、次の場合に該当するときは、
所定の期間休職とすることができる。

① 私傷病による欠勤が3か月を超え、なお療養を
継続する必要があるため務めできないと認められた
とき半年以内

② 前号のほか、特別な事情があり休職させること
が適当と認められるとき必要な期間

2 休職期間中に休職事由が消滅したときは、もとの
職場に復帰させる。ただし、もとの職場に復帰させ
ることが困難であるか、又は不適當な場合には、
他の職場に就かせることがある。

3 第1項第1号により休職し、休職期間が満了し
てもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職
期間の満了をもって退職とする。

第 3 章

服 務 規 律

（ 服 務 ）

第 11 条 従 業 員 は 、 事 業 目 的 ・ 経 営 方 針 お よ び 社 会 的 責 任 を よ く 理 解 し 、 誠 実 に 職 務 を 遂 行 す る と と も に 、 会 社 の 指 示 命 令 に 従 い 、 職 務 能 率 の 向 上 、 知 識 及 び 技 能 の 習 得 に 努 め る と と も に 、 互 い に 協 力 し て 職 場 の 秩 序 の 維 持 に 努 め な け れ ば な ら な い 。

（ 遵 守 事 項 ）

第 12 条 従 業 員 は 、 次 の 事 項 を 守 ら な け れ ば な ら な い 。

① サ ー ビ ス の 提 供 に 当 た っ て 、 会 社 か ら 指 示 さ れ た 業 務 の 範 囲 を 逸 脱 し な い こ と

② 常 に 品 位 を 保 ち 会 社 の 名 誉 又 は 信 用 を 傷 つ け る 行 為 を し な い こ と

③ 在 職 中 又 は 退 職 後 に お い て も 業 務 上 知 り 得 た 利
用 者 の 情 報 、 会 社 の 機 密 ・ 情 報 デ ー タ 及 び 会 社 の
不 利 益 と な る 事 項 を 他 に 漏 ら さ な い こ と

④ 勤 務 中 は 職 務 に 専 念 し 、 み だ り に 勤 務 の 場 所 を
離 れ な い こ と

⑤ 酒 気 を 帯 び て 就 業 す る 等 、 従 業 員 と し て ふ さ わ
し く な い 行 為 を し な い こ と

⑥ 職 務 に 関 し 、 不 当 な 金 品 の 借 用 又 は 贈 与 等 の 利
益 の 供 与 を 受 け な い こ と ⑦ 会 社 又 は 利 用 者 宅 の 施
設 、 車 両 、 物 品 等 は 大 切 に 取 り 扱 う と と も に 、 業
務 外 の 目 的 に 使 用 し な い こ と ⑧ 会 社 の 許 可 な く
就 業 場 所 で 宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動 又 は 業 務 に 関 係 の
な い 集 会 、 文 書 掲 示 ・ 配 布 ・ 放 送 等 の 行 為 を し な
い こ と

(セ ク シ ュ ア ル ハ ラ ス メ ン ト の 防 止)

第 13 条 従 業 員 は 、 相 手 方 の 望 ま な い 性 的 言 動 に
よ り 、 他 の 従 業 員 に 不 利 益 や 不 快 感 を あ た え た り 就

業環境を悪くすると判断されるような行為を行って
はならない。

（ 出 退 勤 ）

第 14 条 従業員は、出退勤に当たっては、出退勤
時刻をタイムカードへの打刻、その他所定の方法
によって記録しなければならない（第2項に定める
ホームヘルパーは除く。）。

2 訪問介護サービスに従事するホームヘルパー
で、自宅から利用者宅に直接出向き、サービス終
了後自宅へ直帰する者については、会社指示に基
づく所要の業務連絡を行わなければならない。

（ 遅 刻 、 早 退 、 欠 勤 等 ）

第 15 条 従業員が、遅刻、早退、欠勤又は勤務時
間中に私用外出するときは、事前に申し出て承認を
受けなければならない。

2 前項の場合は、第40条に定めるところにより、原則として不就労分に対応する賃金は控除する。

3 傷病のため欠勤が連続して3日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第4章 労働時間・休日

（労働時間・休憩時間）

第16条 第2項から第5項に定める者を除き、労働時間は、1週間については40時間、1日については8時間とし、始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

◇ 始業時刻：午前9時00分

◇ 終業時刻：午後6時00分

◇ 休憩時間：12時00分から13時00分

（シフトによって取れない場合は時間変動有）

登録型ホームヘルパーの労働時間は、登録条件の範囲内で、かつ、１週４０時間及び１日８時間以内とし、始業・終業の時刻及び休憩時間は、当該勤務月の開始前に示す月単位の勤務表によることとする。

ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

２ 業務報告書を作成する時間、会社が命じた研修に参加した時間、ホームヘルパーが事業所、会社の指定する集合場所、利用者宅間を移動するために通常要する時間等は労働時間とする。

なお、利用者宅におけるサービス提供とサービス提供の間の時間であって、当該利用者宅間の「通常の移動に要する時間」を１０分以上超え、かつ、自由利用ができる時間については、その超過時間は労働時間としない。

（休日）

第 17 条 前条第 1 項の従業員の休日は、次のとおりとする。

① 土曜日及び日曜日

② 国民の祝日

③ 夏季休業（8月13日から8月15日まで）

④ 年末年始（12月29日から1月3日まで）

⑤ その他会社が指定する日

2 前条第 2 項から第 5 項の従業員の休日は、少なくとも毎週 1 日以上とし、前条第 2 項から第 5 項に定める勤務表により各人ごとに定める。

3 業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前 2 項の休日を他の日に振り替えることがある。

（時間外及び休日労働等）

第 18 条 業務の都合により必要がある場合は、第 16 条の所定の労働時間を超え、又は第 17 条の所定

休日に労働させることがある。法定労働時間を超える労働又は法定休日における労働については、あらかじめ会社は従業員の過半数を代表する者と書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

2 前項の勤務を命じられた従業員は、正当な理由がなくこれを拒むことはできない。

3 妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性が請求した場合及び18歳未満の者については、第1項の規定にかかわらず、法定時間外、法定休日又は深夜（午後10時から午前5時まで。以下同じ。）に労働させることはない。

4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、第16条及び本条第1項の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせること及び深夜に労働させることはない。

5 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

① 配偶者、父母、子、配偶者の父母、

② 同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

6 3歳に満たない子を養育する従業員が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

第5章 休暇等

（年次有給休暇）

第 19 条 年度毎に所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、次表のとおり継続勤務期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤 務 継 続 期 間	0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5 年 以 上
付 与 日 数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 週 所 定 労 働 時 間 が
30 時 間 未 満 で あ っ て 、 週 所 定 労 働 日 数 が 4 日 以 下 又
は 年 間 所 定 労 働 日 数 が 216 日 以 下 の 者 に 対 し て は 次
表 の と お り 。 継 続 勤 務 期 間 に 応 じ た 日 数 の 年 次 有 給
休 暇 を 与 え る 。 な お 、 登 録 型 ホ ー ム ヘ ル パ ー で あ っ
て 、 年 次 有 給 休 暇 付 与 の 基 準 日 に お い て 、 そ の 後 1
年 間 の 所 定 労 働 時 日 数 を 算 出 し が た い 場 合 に は 、 過
去 の 勤 務 状 況 か ら 、 そ の 後 1 年 の 所 定 労 働 日 数 及 び
年 次 有 給 休 暇 付 与 日 数 を 定 め る こ と と す る 。

週 所 定 働 日 数	1 年 の 定 働 所 日 数	継 続 勤 務 期 間						
		0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5 年 以 上
5 日	216 日 以 上	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	169 ～ 216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 ～ 168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73 ～ 120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 ～	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

	72 日							
--	------	--	--	--	--	--	--	--

3 従業員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ時季を指して請求するものとする。ただし、会社は、事業の正常な運営に支障があるときは、従業員の指定した時季を変更することがある。

4 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たっては、年次有給休暇を取得した期間、産前産後の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児・介護休業期間及び業務上の傷病による休業期間は出勤したものとして取り扱う。

5 第3項の規定にかかわらず、従業員の過半数を代表する者との書面による協定により、各従業員の有する年次有給休暇目数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して与えることがある。

6 従業員の過半数を代表する者との書面による協定により、年次有給休暇のうち5日を限度に、その協定に従い時間単位で取得を請求することが

できる。この場合において、第3項但し書きを準用する。

7 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に繰り越される。なお、年次有給休暇の取得に当たっては、繰繰り越された年次有給休暇から取得させるものとする。

（産前産後の休業）

第20条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性従業員から請求があったときは、休業させる。

2 出産した女性従業員は8週間休業させる。ただし、産後6週間を経過した女性従業員から請求があったときは、医師が支障なしと認めた業務に就かせることができる。

（母性健康管理のための休暇等）

第 21 条 妊 娠 中 又 は 出 産 後 1 年 を 経 過 し な い 女
性 従 業 員 か ら 、 所 定 労 働 時 間 内 に 母 子 保 健 法 に 基
づ く 健 康 診 査 又 は 保 健 指 導 を 受 け る た め 、 通 院 に
必 要 な 時 間 に つ い て 休 暇 の 請 求 が あ っ た と き は 、
通 院 休 暇 を 与 え る 。

2 妊 娠 中 又 は 出 産 後 1 年 を 経 過 し な い 女 性 従 業
員 か ら 、 保 健 指 導 又 は 健 康 診 査 に 基 づ き 勤 務 時
間 等 に つ い て 医 師 等 の 指 導 を 受 け た 旨 申 出 が あ っ
た 場 合 、 次 の 措 置 を 講 じ る こ と と す る 。

① 妊 娠 中 の 通 勤 緩 和 通 勤 時 の 混 雑 を 避 け る よ
う 指 導 さ れ た 場 合 は 、 原 則 と し て 1 時 間 の 勤 務
時 間 の 短 縮 又 は 1 時 間 以 内 の 時 差 出 勤

② 妊 娠 中 の 休 憩 の 措 置 休 憩 時 間 に つ い て 指 導 さ
れ た 場 合 は 、 適 宜 休 憩 時 間 の 延 長 、 休 憩 の 回 数
の 増 加

③ 妊 娠 中 又 は 出 産 後 の 諸 症 状 に 対 応 す る 措 置
妊 娠 又 は 出 産 に 関 す る 諸 症 状 の 発 生 又 は 発 生 の
お そ れ が あ る と し て 指 導 さ れ た 場 合 は 、 そ の 指

導事項を守ることができるようにするため作業
の軽減、勤務時間の短縮、休業等

（育児休業）

第 22 条 育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く。）であって、1 歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。

2 配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合、従業員は、子が 1 歳 2 か月に達するまでの間で、産後休業期間と育児休業期間との合計が 1 年を限度として、育児休業をすることができる。

3 次のいずれにも該当する従業員は、子の 1 歳の誕生日から 1 歳 6 か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の 1 歳の誕生日に限るものとする。

(1) 従 業 員 又 は 配 偶 者 が 原 則 と し て 子 の 1 歳 の
誕 生 日 の 前 日 に 育 児 休 業 を し て い る こ と

(2) 次 の い ず れ か の 事 情 が あ る こ と

① 保 育 所 に 入 所 を 希 望 し て い る が 、 入 所 で き な
い 場 合

② 従 業 員 の 配 偶 者 で あ っ て 育 児 休 業 の 対 象 と な
る 子 の 親 で あ り 、 1 歳 以 後 育 児 に 当 た る 予 定 で
あ っ た 者 が 、 死 亡 、 負 傷 、 疾 病 等 の 事 情 に よ り
子 を 養 育 す る こ と が 困 難 に な っ た 場 合

4 育 児 休 業 を す る こ と を 希 望 す る 従 業 員 は 、 原 則
と し て 、 育 児 休 業 を 開 始 し よ う と す る 日 の 1 か 月 前
(前 項 に 基 づ く 休 業 の 場 合 は 、 2 週 間 前) ま で に 、
育 児 休 業 申 出 書 を 人 事 担 当 者 に 提 出 す る こ と に よ
り 申 し 出 る も の と す る 。

5 育 児 休 業 申 出 書 が 提 出 さ れ た と き は 、 会 社 は 速
や か に 当 該 育 児 休 業 申 出 書 を 提 出 し た 者 に 対 し 、
育 児 休 業 取 扱 通 知 書 を 交 付 す る 。

（ 介 護 休 業 ）

第 23 条 第 18 条 第 5 項 に 定 め る 要 介 護 状 態 に あ
る 家 族 を 介 護 す る 従 業 員 （ 日 雇 従 業 員 を 除 く 。 ） は 、
申 出 に よ り 、 介 護 を 必 要 と す る 家 族 1 人 に つ き 、 要
介 護 状 態 ご と に 1 回 、 の べ 93 日 間 ま で の 範 囲 内 で
介 護 休 業 を す る こ と が で き る 。

2 介 護 休 業 を す る こ と を 希 望 す る 従 業 員 は 、 原
則 と し て 、 介 護 休 業 を 開 始 し よ う と す る 日 の 2 週
間 前 ま で に 、 介 護 休 業 申 出 書 を 人 事 担 当 者 に 提 出
す る こ と に よ り 申 し 出 る も の と す る 。

3 介 護 休 業 申 出 書 が 提 出 さ れ た と き は 、 会 社 は
速 や か に 当 該 介 護 休 業 申 出 書 を 提 出 し た 者 に 対 し 、
介 護 休 業 取 扱 通 知 書 を 交 付 す る 。

（ 子 の 看 護 休 暇 ）

第 24 条 小 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 を 養
育 す る 従 業 員 （ 日 雇 従 業 員 を 除 く 。 ） は 、 負 傷 し 、 又
は 疾 病 に か か っ た 当 該 子 の 世 話 を す る た め に 、 又 は

当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、
第 19 条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年間に付き 5 日、2 人以上の場合は 1 年間に付き 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

（ 介 護 休 暇 ）

第 25 条 第 18 条第 5 項に定める要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く。）は、第 19 条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間に付き 5 日、2 人以上の場合は 1 年間に付き 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

（ 育 児 ・ 介 護 の た め の 短 時 間 勤 務 ）

第 26 条 3 歳 に 満 た な い 子 を 養 育 す る 従 業 員 又 は
第 18 条 第 5 項 に 定 め る 要 介 護 状 態 に あ る 家 族 を 介
護 す る 従 業 員 (日 雇 従 業 員 を 除 く 。) は 、 申 し 出 る こ
と に よ り 、 1 日 の 所 定 労 働 時 間 を 6 時 間 ま で 短 縮 す
る 短 時 間 勤 務 を す る こ と が で き る 。

2 育 児 の た め の 短 時 間 勤 務 を し よ う と す る 者 は 、
1 回 に つ き 1 年 以 内 (た だ し 、 子 が 3 歳 に 達 す る
ま で) の 期 間 に つ い て 、 短 縮 を 開 始 し よ う と す る
日 (短 縮 開 始 予 定 日) 及 び 短 縮 を 終 了 し よ う と す
る 日 (短 縮 終 了 予 定 日) を 明 ら か に し て 、 原 則 と
し て 、 短 縮 開 始 予 定 日 の 1 か 月 前 ま で に 、 短 時 間
勤 務 申 出 書 に よ り 人 事 担 当 者 に 申 し 出 な け れ ば な
ら な い 。 3 介 護 の た め の 短 時 間 勤 務 を し よ う
と す る 者 は 、 1 回 に つ き 93 日 (そ の 対 象 家 族 に
つ い て 介 護 休 業 を し た 場 合 又 は 異 な る 要 介 護 状 態
に つ い て 短 時 間 勤 務 の 適 用 を 受 け た 場 合 は 、 93 日
か ら そ の 日 数 を 控 除 し た 日 数) 以 内 の 期 間 に つ い
て 、 短 縮 開 始 予 定 日) 及 び 短 縮 終 了 予 定 日 を 明 ら
か に し て 、 原 則 と し て 、 短 縮 開 始 予 定 日 の 2 週 間
前 ま で に 、 短 時 間 勤 務 申 出 書 に よ り 人 事 担 当 者 に
申 し 出 な け れ ば な ら な い 。

（ 育 児 時 間 等 ）

第 27 条 1 歳 に 満 た な い 子 を 養 育 す る 女 性 従 業 員
か ら 請 求 が あ っ た と き は 、 休 憩 時 間 の ほ か 1 日 に つ
い て 2 回 、 1 回 に つ い て 30 分 の 育 児 時 間 を 与 え る 。

2 生 理 日 の 就 業 が 著 し い 困 難 な 女 性 従 業 員 か ら
請 求 が あ っ た と き は 、 必 要 な 期 間 休 暇 を 与 え る 。

（ 慶 弔 休 暇 ）

第 28 条 従 業 員 が 次 の 事 由 に よ り 休 暇 を 申 請 し た
場 合 は 、 次 の と お り 慶 弔 休 暇 を 与 え る 。

① 本 人 が 結 婚 し た と き 5 日

② 妻 が 出 産 し た と き 5 日

③ 配 偶 者 、 子 又 は 父 母 が 死 亡 し た と き 4 日

④ 兄 弟 姉 妹 、 祖 父 母 、 配 偶 者 の 父 母 又 は 兄 弟 姉 妹
が 死 亡 し た と き 3 日

（ 公 民 権 行 使 等 ）

第 29 条 従 業 員 が 選 挙 権 そ の 他 公 民 と し て の 権 利
を 行 使 す る た め 必 要 と す る 場 合 に は 、 必 要 な 時 間 を
与 え る 。

2 従 業 員 が 裁 判 員 ま た は 補 充 裁 判 員 と な っ た 場
合 も し く は 裁 判 員 候 補 と な っ た 場 合 に は 、 次 の 休
暇 を 与 え る 。

① 裁 判 員 ま た は 補 充 裁 判 員 と な っ た 場 合 ・ ・ ・
必 要 日 数

② 裁 判 員 候 補 者 と な っ た 場 合 ・ ・ ・ 必 要 な 時 間

3 本 条 の 休 暇 は 、 有 給 （ 無 給 ） と す る 。

第 6 章 賃 金

（ 賃 金 の 構 成 ）

第 30 条 賃 金 の 構 成 は 基 本 給 、 諸 手 当 及 び 割 増 賃 金 と し 、 諸 手 当 は 、 家 族 手 当 、 役 職 手 当 、 技 能 ・ 資 格 手 当 、 皆 勤 手 当 及 び 通 勤 手 当 と す る 。 た だ し 、 日 給 制 及 び 時 間 給 制 の 従 業 員 に つ い て は 、 通 勤 手 当 を 除 き 諸 手 当 は 支 給 し な い 。

< 月 給 の 場 合 >

賃 金	基 本 給 （ 月 給 ）		
	諸 手 当	通 勤 手 当	役 職 手 当
		特 別 処 遇 改 善 手 当	家 族 手 当
		通 勤 手 当	技 能 ・ 資 格 手 当
	割 増 賃 金	時 間 外 労 働 割 増 賃 金	深 夜 労 働 割 増 賃 金
		休 日 労 働 割 増 賃 金	

< 日 給 又 は 時 間 給 の 場 合 >

賃 金	基 本 給 （ 日 給 も し く は 時 間 給 ）		
	諸 手 当	通 勤 手 当	特 別 処 遇 改 善 手 当
		時 間 外 労 働 割 増 賃 金	深 夜 労 働 割 増 賃 金
	割 増 賃 金	休 日 労 働 割 増 賃 金	

（ 基 本 給 ）

第 31 条 基本給は、月給、日給及び時間給とし、
本人の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢、勤
務時間帯等を考慮して各人ごとに決定する。

（ 家 族 手 当 ）

第 32 条 家族手当は、次の扶養家族を有する従業員
に対し支給する。

① 配偶者 月額 5 , 0 0 0 円

② 18 歳未満の子 1 人から 3 人まで 1 人につき
月額 1 , 0 0 0 円

③ 65 歳以上の父母 1 人につき
月額 5 , 0 0 0 円

（ 役 職 手 当 ）

第 33 条 役職手当は、次の職位にある者に対し支
給する。

① 管理者 月額 1 0 , 0 0 0 円

② サービス提供責任者 月額 1 0 , 0 0 0 円

（ 技 能 ・ 資 格 手 当 ）

第 34 条 技能・資格手当は、次の資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

① 主任ケアマネージャー 月額 30,000 円

② ケアマネージャー 月額 15,000 円

③ 介護福祉士（喀痰吸引 2 号以上）

月額 18,000 円

④ 介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士

（全資格をっていてても 1 カウントです。）

月額 10,000 円

（皆勤手当）

第 35 条 皆勤手当は、当該賃金計算期間において無欠勤の場合に、月額 5,000 円を支給する。

この場合において、年次有給休暇を取得したときは、出勤したものとみなす。

2 第 1 項 の 皆 勤 手 当 の 計 算 に 当 た っ て は 、 遅 刻 又
は 早 退 3 回 を も っ て 、 欠 勤 1 日 と み な す 。

（ 通 勤 手 当 ）

第 36 条 通 勤 手 当 は 、 月 額 1 5 , 0 0 0 円 ま で の
範 囲 内 に お い て 、 会 社 規 定 に よ る 通 勤 に 要 す る 実 費
に 相 当 す る 額 を 支 給 す る 。

- (1) 正 社 員 で 、 公 共 交 通 機 関 を 利 用 し た 場 合 … 6 ヶ
月 定 期 代 ÷ 6 が 毎 月 支 払 わ れ ま す 。
- (2) 正 社 員 で 、 マ イ カ ー ・ 自 転 車 な ど を 使 用 し て 通
勤 し て い る 人 の 非 課 税 と な る 1 か 月 当 た り の 限
度 額 は 、 片 道 の 通 勤 距 離 （ 通 勤 経 路 に 沿 っ た 長
さ で す 。 ） に 応 じ て 、 次 の よ う に 定 め ら れ て い
ま す 。
- (3) パ ー ト 職 員 、 登 録 ヘ ル パ ー の 方 は か か っ た 経 費
を お 支 払 い し ま す 。
- (4) 車 通 勤 の 方 は 、 法 人 に 運 転 免 許 証 、 車 検 証 の コ
ピ ー を 提 出 し 、 法 人 の 許 可 を 取 っ て く だ さ い 。

(5) 車通勤の方は、1 km に対し 18 円を支払います

マイカーなどで通勤している人の非課税となる 1 か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1 か月当たりの限度額
2 キロメートル未満	(全額課税)
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円
55 キロメートル以上	31,600 円

(割増賃金)

第 37 条 割 増 賃 金 は 、 次 の 算 式 に よ り 計 算 し て 支
給 す る 。

(1) 月 給 制 の 場 合

① 時 間 外 労 働 割 増 賃 金 （ 法 定 労 働 時 間 を 超 え て 労 働
さ せ た 場 合 ）

$$\frac{\text{基 本 給} + \text{役 職 手 当} + \text{技 能} \cdot \text{資 格 手 当} + \text{皆 勤 手 当}}{1 \text{ か 月 平 均 所 定 労 働 時 間 数}}$$

× 1.25 × 時 間 外 労 働 時 間 数

② 休 日 労 働 割 増 賃 金 （ 法 定 休 日 に 労 働 さ せ た 場 合 ）

$$\frac{\text{基 本 給} + \text{役 職 手 当} + \text{技 能} \cdot \text{資 格 手 当} + \text{皆 勤 手 当}}{1 \text{ か 月 平 均 所 定 労 働 時 間 数}}$$

× × 1.35 × 休 日 労 働 時 間 数

③ 深 夜 労 働 割 増 賃 金 （ 午 後 10 時 か ら 午 前 5 時 ま で
の 間 に 労 働 さ せ た 場 合 ）

$$\frac{\text{基 本 給} + \text{役 職 手 当} + \text{技 能} \cdot \text{資 格 手 当} + \text{皆 勤 手 当}}{1 \text{ か 月 平 均 所 定 労 働 時 間 数}}$$

× 0.25 × 深 夜 労 働 時 間

④ 前 ① か ら ③ の 1 か 月 平 均 所 定 労 働 時 間 数 は 、 次 の
算 式 に よ り 計 算 す る

$$\frac{（ 365 \text{ 日 } - \text{一 年 間 所 定 休 日 日 数} ） \times 1 \text{ 日 の 所 定 労 働 時 間 数}}{12 \text{ 月 間 平 均 所 定 労 働 時 間 数}}$$

- (2) 日 給 制 の 場 合 ① 時 間 外 労 働 割 増 賃 金 (法 定 労 働
時 間 を 超 え て 労 働 さ せ た 場 合)

$$\frac{\text{日 給}}{\text{1 日 の 平 均 所 定 労 働 時 間 数}}$$

$$\times 1.25 \times \text{時 間 外 労 働 時 間 数}$$

- ② 休 日 労 働 割 増 賃 金 (法 定 休 日 に 労 働 さ せ た 場 合)

$$\frac{\text{日 給}}{\text{1 日 の 平 均 所 定 労 働 時 間 数}}$$

$$\times 1.35 \times \text{時 間 外 労 働 時 間 数}$$

- ③ 深 夜 労 働 割 増 賃 金 (午 後 10 時 か ら 午 前 5 時 ま で
の 間 に 労 働 さ せ た 場 合)

$$\frac{\text{日 給}}{\text{1 日 の 平 均 所 定 労 働 時 間 数}}$$

$$\times 0.25 \times \text{深 夜 労 働 時 間}$$

- (3) 時 間 給 制 の 場 合

① 時 間 外 労 働 割 増 賃 金 （ 法 定 労 働 時 間 を 超 え て 労 働
さ せ た 場 合 ） 時 間 給 ×1.25× 時 間 外 労 働 時 間 数

② 休 日 労 働 割 増 賃 金 （ 法 定 休 日 に 労 働 さ せ た 場 合 ）
時 間 給 ×1.35× 休 日 労 働 時 間 数

③ 深 夜 労 働 割 増 賃 金 （ 午 後 10 時 か ら 午 前 5 時 ま で
の 間 に 労 働 さ せ た 場 合 ） 時 間 給 ×0.25× 深 夜 労 働 時
間 数

（ 休 暇 等 の 賃 金 ）

第 38 条 年 次 有 給 休 暇 の 期 間 は 、 所 定 労 働 時 間 労
働 し た と き に 支 払 わ れ る 通 常 の 賃 金 を 支 給 す る 。 た
だ し 、 登 録 型 ホ ー ム ヘ ル パ ー に つ い て は 平 均 賃 金 を
支 給 す る 。

2 産 前 産 後 の 休 業 期 間 、 母 性 健 康 管 理 の た め の 休
暇 、 育 児 ・ 介 護 休 業 法 に 基 づ く 育 児 ・ 介 護 休 業 等 、
子 の 看 護 休 暇 及 び 介 護 休 暇 、 育 児 時 間 、 生 理 日 の 休
暇 、 裁 判 員 等 の た め の 休 暇 の 期 間 は 、 無 給 と す る 。

3 慶弔休暇の期間は、第1項の賃金を支給する。

4 第10条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない（2か月までは1割を支給する。）。

5 第18条第4項の深夜業の制限又は第26条の短時間勤務制度の適用を受けた期間については、時間給に換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。

（休業手当）

第39条 会社側の都合により、所定労働日に従業員を休業させた場合は、休業1日につき、労働基準法に規定する平均賃金の100分の60を支給する。ただし、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金は労働基準法第26条に定めるところにより、平均賃金の100分の60に相当する賃金を保障する。

（欠勤等の扱い）

第 40 条 遅刻、早退、欠勤及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に遅刻、早退、欠勤及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

（賃金の計算期間及び支払日）

第 41 条 賃金は毎月末日に締切り、翌月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときには、その前日に繰り上げて支払う。

2 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（賃金の支払いと控除）

第 42 条 賃金は、従業員に対し通貨で直接、又は従業員の過半数を代表する者との協定により、従業員が希望した場合は、本人の指定する金融機関の本人名義口座に振り込むことによりその全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

① 源泉所得税

② 住民税 ③ 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分 ④ 雇用保険の保険料の被保険者負担分 ⑤ 従業員の過半数を代表する者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

2 口座振込の場合は、所定賃金支払日の午前 10 時までに払出ができるよう措置するものとする。

（非常時払い）

第 43 条 従業員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかに該当し、その費用に当てるため、従業員から請求があったときは、その都度、そのときまでの就労に対する賃金を支払う。

① 出産、疾病又は災害の場合 ② 結婚又は死亡の場合

③ やむを得ない理由によって 1 週間以上帰郷する場合

（ 昇 給 ）

第 44 条 昇 給 は、毎 年 1 0 月 1 日 を も っ て、基 本 給 に つ い て 行 う も の と す る。た だ し、会 社 の 業 績 の 著 し い 低 下 そ の 他 や む を 得 な い 事 由 が あ る 場 合 に は、こ の 限 り で は な い。

2 昇 給 額 は、従 業 員 の 勤 務 成 績 等 を 考 慮 し て 各 人 ご と に 決 定 す る。

（ 賞 与 ）

第 45 条 1 賞 与 は、原 則 と し て 毎 年 4 月 3 0 日 及 び 1 0 月 3 1 日 に 在 籍 す る 従 業 員 に 対 し 会 社 の 業 績 等 を 勘 案 し て 6 月 2 0 日 及 び 1 2 月 2 0 日 に 支 給 す る。た だ し、会 社 の 業 績 の 著 し い 低 下 そ の 他 や む を 得 な い 事 由 が あ る 場 合 に は、支 給 時 期 を 延 期 し、又 は 支 給 し な い こ と が あ る。

2 前 項 の 賞 与 の 額 は、会 社 の 業 績 及 び 従 業 員 の 勤 務 成 績 等 を 考 慮 し て 各 人 ご と に 決 定 す る。

3 賞与の算定対象期間に第26条の短時間勤務制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は、支給しない。

第7章 定年、退職及び解雇

（定年等）

第46条 従業員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望する場合は満70歳まで継続雇用する。

（退職）

第47条 前条に定めるもののほか、従業員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 退職を願い出て会社から承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき

② 期 間 を 定 め て 雇 用 さ れ て い る 場 合 、 そ の 期 間 を
満 了 し た と き

③ 第 10 条 に 定 め る 休 職 期 間 が 満 了 し 、 な お 、 休
職 事 由 が 消 滅 し な い と き

④ 死 亡 し た と き

2 従 業 員 が 退 職 を し た 場 合 は 、 そ の 請 求 に 基 づ き 、
使 用 期 間 、 業 務 の 種 類 、 地 位 、 賃 金 又 は 退 職 の 事 由
(解 雇 の 場 合 は 、 そ の 理 由 を 含 む 。) に つ い て 証 明 書
を 交 付 す る 。)

(普 通 解 雇)

第 48 条 従 業 員 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る と き は 、
解 雇 す る こ と が で き る 。

① 勤 務 成 績 又 は 業 務 能 率 が 著 し く 不 良 で 、 向 上 の
見 込 み が な く 、 他 の 職 務 に も 転 換 で き な い 等 、 就
業 に 適 さ な い と 認 め ら れ た と き

② 勤 務 状 況 が 著 し く 不 良 で 、 改 善 の 見 込 み が な く 、
従 業 員 と し て の 職 責 を 果 た し 得 な い と 認 め ら れ た
と き

③ 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後３年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合であって、従業員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（会社が打切補償を支払ったときを含む。）

④ 精神又は身体の障害について、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき

⑤ 試用期間中又は試用期間満了時までに従業員として不適格であると認められたとき

⑥ 第 61 条に定める懲戒解雇の事由に該当する事実があると認められたとき

⑦ 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき

⑧ 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき

⑨ その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき

2 前項の規定により従業員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄労働基準監督署長の認定を受けて即時解雇をする場合及び次の各号のいずれかに該当する従業員を解雇する場合は、この限りでない。

① 日々雇い入れられる従業員（1か月を超えて引き続き雇用される者を除く。）

② 2か月以内の期間を定めて使用する従業員（その期間を超えて引き続き雇用される者を除く。）

③ 試用期間中の従業員（14日を超えて引き続き使用される者を除く。）

3 第1項の規定による従業員の解雇に際して、従業員から請求があった場合は解雇の理由を記載した文書を交付する。

第 8 章 退職金

（ 職 員 の 退 職 金 ）

第 49 条 第 2 条 第 2 項 第 1 号 の 職 員 が 1 0 年 以 上 勤 務 し て 、 退 職 ま た は 解 雇 さ れ た 時 は こ の 章 に 定 め た と こ ろ に よ り 退 職 金 を 支 給 す る 。 た だ し 、 第 61 条 第 2 項 に よ り 懲 戒 解 雇 さ れ た 者 に は 、 退 職 金 の 全 部 又 は 一 部 を 支 給 し な い こ と が あ る 。

（ 退 職 金 の 額 ）

第 50 条 退 職 金 の 額 は 、 退 職 又 は 解 雇 時 の 基 本 給 の 額 に 、 勤 続 年 数 に 応 じ て 定 め た 別 表 の 支 給 率 を 乗 じ た 金 額 と す る 。

2 第 10 条 に よ り 休 職 す る 期 間 は 、 会 社 の 都 合 に よ る 場 合 を 除 き 、 前 項 の 勤 続 年 数 に 算 入 し な い 。

（ 退 職 金 の 支 払 方 法 及 び 支 払 時 期 ）

第 51 条 退 職 金 は 、 支 給 の 事 由 の 生 じ た 日 か ら 8
か 月 以 内 に 、 退 職 し た 第 2 条 第 2 項 第 1 号 の 従 業 員
（ 死 亡 に よ る 退 職 の 場 合 は そ の 遺 族 ） に 対 し て 支 払
う 。

第 9 章 安 全 衛 生 及 び 災 害 補 償

（ 遵 守 義 務 ）

第 52 条 会 社 は 、 従 業 員 の 安 全 衛 生 の 確 保 及 び 改
善 を 図 り 、 快 適 な 職 場 の 形 成 の た め 必 要 な 措 置 を 講
じ る 。

2 従 業 員 は 、 安 全 衛 生 に 関 す る 法 令 及 び 会 社 の 指
示 を 守 り 、 会 社 と 協 力 し て 労 働 災 害 の 防 止 及 び 健 康
の 保 持 向 上 に 努 め な け れ ば な ら な い 。

（ 健 康 診 断 ）

第 53 条 従 業 員 に 対 し 、 採 用 の 際 及 び 毎 年 1 回
（ 深 夜 労 働 に 従 事 す る 者 は 6 か 月 ご と に 1 回 ）、 定 期
に 健 康 診 断 を 行 う 。 な お 、 健 康 診 断 の 結 果 に つ い て
は 、 当 該 従 業 員 に 通 知 す る 。

2 前 項 の 健 康 診 断 の 結 果 必 要 と 認 め る と き は 、 労
働 時 間 の 短 縮 、 配 置 転 換 そ の 他 健 康 保 持 な ら び に 疾
病 予 防 の た め 必 要 な 措 置 を 命 じ る こ と が あ る 。

（ 安 全 衛 生 教 育 ）

第 54 条 従 業 員 に 対 し 、 雇 入 れ の 際 及 び 配 置 換 え
等 に よ り 業 務 内 容 を 変 更 し た 際 に 、 そ の 従 事 す る 業
務 に 必 要 な 安 全 衛 生 教 育 を 行 う 。

（ 感 染 症 の 予 防 ）

第 55 条 介 護 従 業 員 を 利 用 者 等 か ら の 感 染 の 危 険
か ら 守 る た め 、 介 護 従 業 員 は 会 社 が 備 え る 手 袋 等 を
使 用 し な け れ ば な ら な い 。

（ 就 業 禁 止 等 ）

第 56 条 他 人 に 伝 染 す る お そ れ の あ る 疾 病 に か か
っ て い る 者 、 又 は 就 業 に よ り 本 人 の 病 勢 が 著 し く 増
悪 す る お そ れ の あ る 者 、 そ の 他 医 師 が 就 業 不 適 当 と
認 め た 者 は 、 就 業 さ せ な い 。

2 従 業 員 は 、 同 居 の 家 族 又 は 同 居 人 が 他 人 に 伝 染
す る お そ れ の あ る 疾 病 に か か り 、 又 は そ の 疑 い の あ
る 場 合 に は 、 直 ち に 所 属 長 に 届 け 出 て 、 必 要 な 指 示
を 受 け な け れ ば な ら な い 。

（ 災 害 補 償 ）

第 57 条 従 業 員 が 業 務 上 の 事 由 又 は 通 勤 に よ り 負
傷 し 、 疾 病 に か か り 、 障 害 又 は 死 亡 し た 場 合 は 、 労
働 基 準 法 及 び 労 働 者 災 害 補 償 保 険 法 の 定 め る と こ ろ
に よ り 災 害 補 償 を 行 う 。

2 従 業 員 が 業 務 上 負 傷 し 、 ま た は 疾 病 に か か り 休
業 す る 場 合 の 最 初 の 3 日 間 に つ い て は 、 平 均 賃 金 の
100 分 の 60 の 休 業 補 償 を 行 う 。

第 10 章 教育・研修

（ 教 育 ・ 研 修 ）

第 58 条 会 社 は 、 従 業 員 に 対 し 、 業 務 に 必 要 な 知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育・研修を行う。

2 従 業 員 は 、 会 社 か ら 教 育 ・ 研 修 を 受 講 す る よ う 指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育・研修を受けなければならない。

第 11 章 表彰及び懲戒

（ 表 彰 ）

第 59 条 会 社 は 、 従 業 員 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は 、 表 彰 す る 。

① 業務上有益な創意工夫、改善を行い、会社の運営に貢献したとき

② 永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となったとき

③ 事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常事態に際し適切に対応し、被害を最小限にとどめる等特に功労があったとき

④ 社会的功績があり、会社及び従業員の名誉となったとき

⑤ 前各号に準ずる善行又は功労があったとき

2 表彰は、原則として会社の創立記念日に行う。

（懲戒の種類）

第 60 条 懲戒は、その情状に応じ、次の区分により行う。

① けん責：始末書を提出させて将来を戒める。

② 減給：始末書を提出させて減給する。ただし、

減給は1回の額が平均賃金1日分の5割を超えることはなく、また、総額が1賃金支払期間における賃金の1割を超えることはない。

③ 出勤停止：始末書を提出させるほか、原則として5日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。

④ 懲戒解雇：即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当は支給しない。

（懲戒の事由）

第 61 条 従業員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、譴責、減給又は出勤停止とする。

① 正当な理由なく無断欠勤〇日以上に及んだとき

② 正当な理由なく、しばしば遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき

③ 過失により会社に損害を与えたとき

④ 業務上の報告書を故意に変更し、遅滞させ業務の遂行を妨げたとき

⑤ 素行不良で会社内の秩序又は風紀を乱したとき

⑥ 第 12 条及び第 13 条に違反したとき（第 2 項各号に該当する場合を除く。）

⑦ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 従業員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する予告手当は支給しない。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第 48 条に定める普通解雇又は減給若しくは出勤停止とすることがある。

① 重要な経歴を詐称して雇用されたとき

② 正当な理由なく無断欠勤 3 日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき

③ 正 当 な 理 由 な く 無 断 で 、 し ば し ば 遅 刻 、 早 退
又 は 欠 勤 を 繰 り 返 し 、 5 回 に わ た っ て 注 意 を 受
け て も 改 め な か っ た と き

④ 正 当 な 理 由 な く 、 し ば し ば 業 務 上 の 指 示 ・ 命
令 に 従 わ な か っ た と き

⑤ 故 意 又 は 重 大 な 過 失 に よ り 会 社 に 重 大 な 損 害
を 与 え た と き

⑥ 会 社 内 に お い て 刑 法 そ の 他 刑 罰 法 規 の 各 規 定
に 違 反 す る 行 為 を 行 い 、 そ の 犯 罪 事 実 が 明 ら か
と な っ た と き (当 該 行 為 が 軽 微 な 違 反 で あ る 場
合 を 除 く 。)

⑦ 素 行 不 良 で 著 し く 会 社 内 の 秩 序 又 は 風 紀 を 乱
し た と き

⑧ 数 回 に わ た り 懲 戒 を 受 け た に も か か わ ら ず 、
な お 、 勤 務 態 度 等 に 関 し 、 改 善 の 見 込 み が な い
と 認 め ら れ た と き

⑨ 職責を利用して交際又は性的な関係を強要したときその他第13条に違反しその情状が悪質と認められたとき

⑩ 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用したとき

⑪ 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供給を受けたとき

⑫ 私生活上の非違行為や会社に対する誹謗中傷等によって会社の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき

⑬ 会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき

⑭ その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき

3 第 2 項 の 規 定 に よ る 従 業 員 の 懲 戒 解 雇 に 際 し 、
当 該 従 業 員 か ら 請 求 の あ っ た 場 合 は 、 懲 戒 解 雇 の 理
由 を 記 載 し た 証 明 書 を 交 付 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 6 年 3 月 1 日 か ら 施 行 す る 。